

NPO法人の役員・職員の人件費と源泉徴収

1. 役員報酬に関するNPO法上の問題と法人税法上の問題

NPO法上、役員（監事を含む）に報酬を払ってもよいのは役員総数の1/3以内である（労務の対価は役員報酬に含めない）。NPO法では利益の分配が禁止されている。の規定もその脱法行為を防ぐ趣旨である。

2007年の7月以降は、使用人兼務役員を除き、役員に支給する変動する事前届出のない報酬や手当は損金に算入できなくなる。代表権のある理事や役付理事（副理事長、常務理事等）及び監事は使用人兼務役員にはなれない。

2. 代表権のある理事や役付理事（副理事長、常務理事等）及び監事

	NPO法上の役員報酬	役員報酬に含まれない労務の対価
法人税法上の損金	毎月同額で支給する報酬もしくは事前に税務署に届けた報酬（不相当に高額なら利益の分配）	職員と同じ勤務条件で、同じ基準もしくは社会的に相当の金額で、かつ毎月定額の給与
法人税法上は損金不算入	上記以外の報酬で労務の対価ではないもの（支給する理由がなければ利益の分配）（ ）	時間給、歩合給などの、勤務状態に比例して毎月変動する給与

毎月支給に代えて、毎年1回もしくは2回、年俸として定期的に支給する場合の法人税法上の取扱いは、まだ決まっていない

3. 代表権のない理事（定款上で代表権を制限していない場合は理事全員に代表権がある）

	NPO法上の役員報酬	役員報酬に含まれない労務の対価
法人税法上の損金	毎月同額で支給する報酬もしくは事前に税務署に届けた報酬（不相当に高額なら利益の分配）	職員と同じ勤務条件で、同じ基準もしくは社会的に相当の金額（時間給、歩合給も可）
法人税法上は損金不算入	上記以外の報酬で労務の対価ではないもの（支給する理由がなければ利益の分配）（ ）	

いわゆる理事手当は役員報酬となる（不相当に高額でない定額の手当であれば法人税法上は損金算入可）

Q & A

Q 1 給与ではなく委託（請負）契約であれば源泉徴収や社会保険の加入義務がないので、請負契約にしたいのですが？

A 1 契約を交わせば雇用関係ではなく請負契約になるというものではありません。雇用関係か委託もしくは請負かの判断は、業務内容、指揮命令関係、勤務時間の拘束、勤務場所の指定、報酬の計算方法等を総合的に勘案しなければいけないからです。

Q 2 理事や職員の会議日当は源泉徴収の対象となりますか？

A 2 常勤もしくは非常勤の理事や職員として給与が支給されている人かどうかによります。役員報酬や給与を支給している人であれば、日常業務の一環ですから手当（会議手当）と解釈されます。つまり、給与と合算してその月の源泉徴収対象に加算します。また、代表や役付理事であれば変動する役員報酬として法人税法上は損金にならない可能性があります。

一方、無給の理事やボランティアに対する会議日当であれば、社会通念上不相当に高額でない限り源泉徴収の必要はありません（本人の所得にもなりません）が、規程を定めておくべきです。

Q 3 無報酬の理事が日常的に事務所に出てきて仕事をしています。また、自宅でも電話やFAXを使ってNPO法人の業務をしています。実費くらいは払いたいのですが、実際にかかった経費を計算することは不可能です。どうしたらいいのでしょうか？

A 3 交通費や通信費の実費はもちろん法人の経費として認められますし、本人の所得にもなりません。問題は実費であることをどうやって証明するかです。全く根拠のない経費を払うことはできません。日常的に同じように仕事をしている人であれば、面倒でも3ヶ月でもいいから記録をつけてもらいます。電話やFAXも契約すれば通信先の電話番号の記録が入手できます。その上で、月平均の実費を計算して、毎月定額で支払うことは容認されると思われます。ただし、月によって不定期に従事する人に関してはこの方法は使えません。また、有給の理事や職員は実費名目の概算払いは認められません。

Q 4 今年の決算は利益が出そうです。もともと安い給料ですから職員にボーナスを出そうと思うのですが、構いませんか？

A 4 社会通念上相当な金額であっても、根拠なしに支払うと、NPO法で禁止されている利益の分配とみられる可能性があります。給与規程等で「決算賞与を支払う」旨の規定がされていれば問題ありません。規程上、金額や〇ヶ月分等と固定しておく必要もありません。これは、決算賞与に限らず、夏冬のボーナスでも同様です。なお、役員に支給する場合は、使用人兼務役員でかつ他の職員と支給基準が同じで同日の支給でなければ、法人税法上は損金になりません。

Q 5 理事にNPO法人のホームページを作ってもらいました。手数料を払ったら役員報酬になりますか？ また、理事以外の職員だったらどうですか？

A 5 有給の理事や職員かどうかで違います。常勤かもしくは非常勤で、法人から報酬や給与を受けている人であれば、それは業務の一部ですから、手当と解釈されます。代表や役付理事であれば変動する役員報酬として法人税法上は損金にならない可能性もあります。無給の理事や職員（ボランティア）の場合は、正当な金額であれば一般的な請負契約として問題ありません。請負契約であれば源泉徴収も必要ありません。ただし、デザイン料等であれば源泉徴収が必要な場合もあります。なお、金額や条件によっては本人の確定申告が必要になります。また、理事に依頼する場合は、利益相反取引となりますので、理事会で承認決議が必要です。この決議には当事者である理事は加わることはできません。

Q 6 理事に当法人主催のセミナーの講師をしてもらいました。講師料を払ってもいいですか？

A 6 外部の講師と同じ基準かそれ以下の金額を支払うのであれば問題ありません。ただし、有給の理事や職員の場合は、それは業務の一部ですから手当と解釈されます。手当であれば、その月の本人の給与に合算して源泉徴収することになります。代表や役付理事であれば変動する役員報酬として法人税法上は損金にならない可能性もあります。無給の理事や職員（ボランティア）の場合は、通常の報酬源泉税（10%）を徴収します。なお、利益相反取引の承認決議を講師依頼のたびに行うのはたいへんですから、内部講師に関する規程を設けておくのがよいでしょう。

Q 7 理事が外部からの依頼で講演を行い講師料をもらいました。理事はこの講師料は法人の収入にすると言うのですが、源泉税を差し引かれています。どうしたらいいですか？

A 7 法人として仕事を受けたということで、法人の収入にすることは構いません。もちろん本人の所得にもなりません。また、講演は法人税の課税される33業種に該当しませんので、法人としての申告もする必要はありません。問題は、源泉税です。個人としても法人としても申告しなければ、この源泉税を精算することができません。もともと法人の収入の場合は源泉徴収の必要はないのですから、依頼のあった時点で源泉は不要である旨、相手に伝えておくべきでした。

Q 8 同様のケースで、全額ではなくたとえば半額を法人に入れる場合はどうですか？

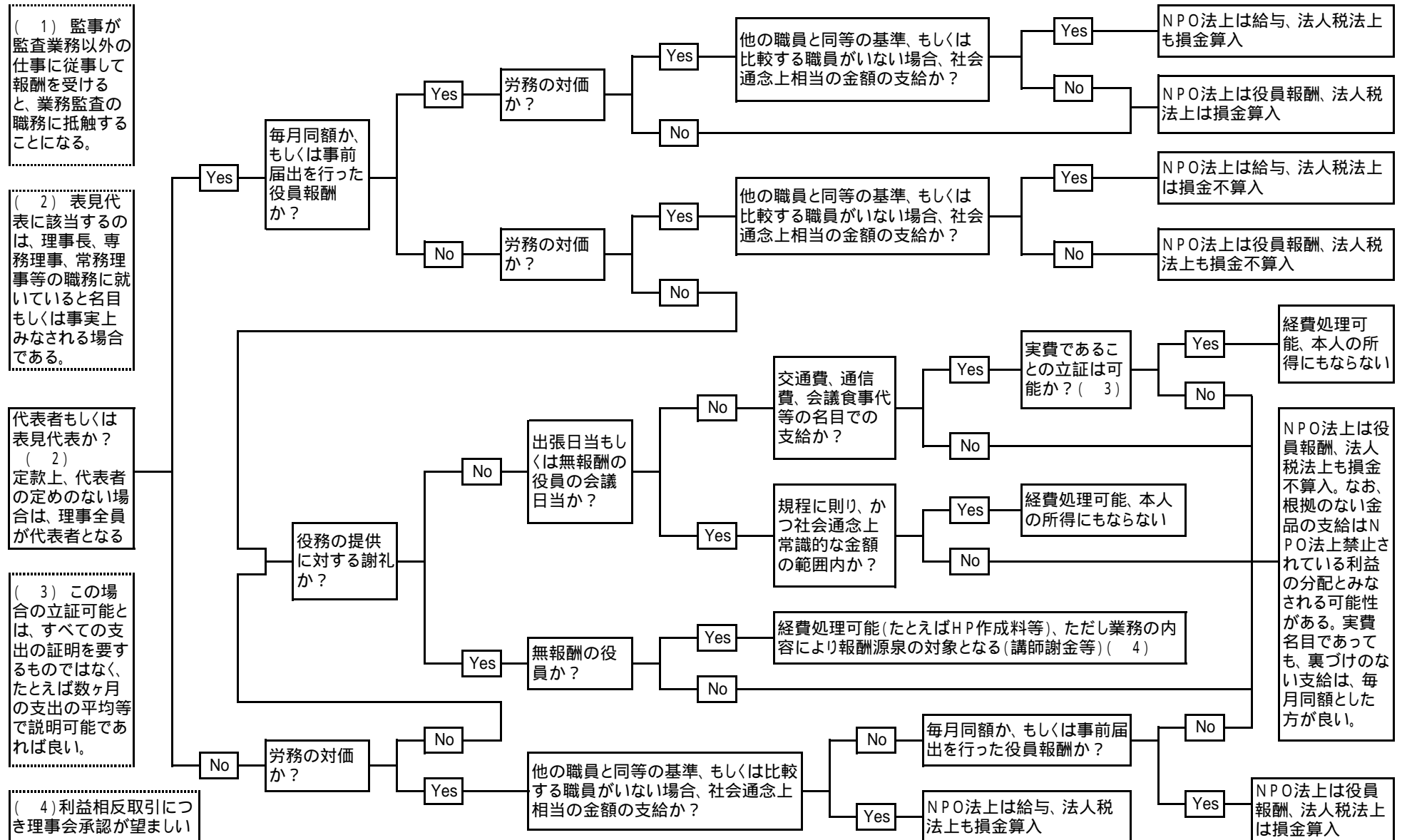
A 8 二つの考え方があります。個人で引き受けたのであれば全額が個人の所得となり、その理事から法人が講演料の半額を寄付金としてもらったこととなります。当然、源泉所得税分は個人の方の負担となり確定申告で精算します。一方、法人として契約して理事を派遣したのであれば、相手から受け取る講演料は全額が法人の収入となり源泉所得税を引かれることはありません。そして、法人から理事へ支払う半額の考え方はQ 6の内部講師の場合と同じです。ひんばんにそういうことがあるのであれば、やはり規程を定めておいた方がいいでしょう。

Q 9 理事の自宅の一部を事務所として使わせてもらっています。家賃を払ったら役員報酬になりますか？

A 9 社会通念上相当な金額であれば、役員報酬とはなりません。しかし、不相当に高額であれば役員報酬となるだけでなく、NPO法上禁止されている利益の分配とみなされる可能性もあります。また、正当な家賃であっても形式的には利益相反取引ですので、理事会の承認決議が必要です。この決議には当事者である理事は加わることはできません。

【参考資料】 役員(理事)へ支給する金品(注:監事の場合は役員報酬以外の支払は認められない(1))
 なお、役員退職金は除く

NPO法上の役員報酬の支給は役員総数の1/3以内という制約があることに注意



(1) 監事が監査業務以外の仕事に従事して報酬を受けると、業務監査の職務に抵触することになる。

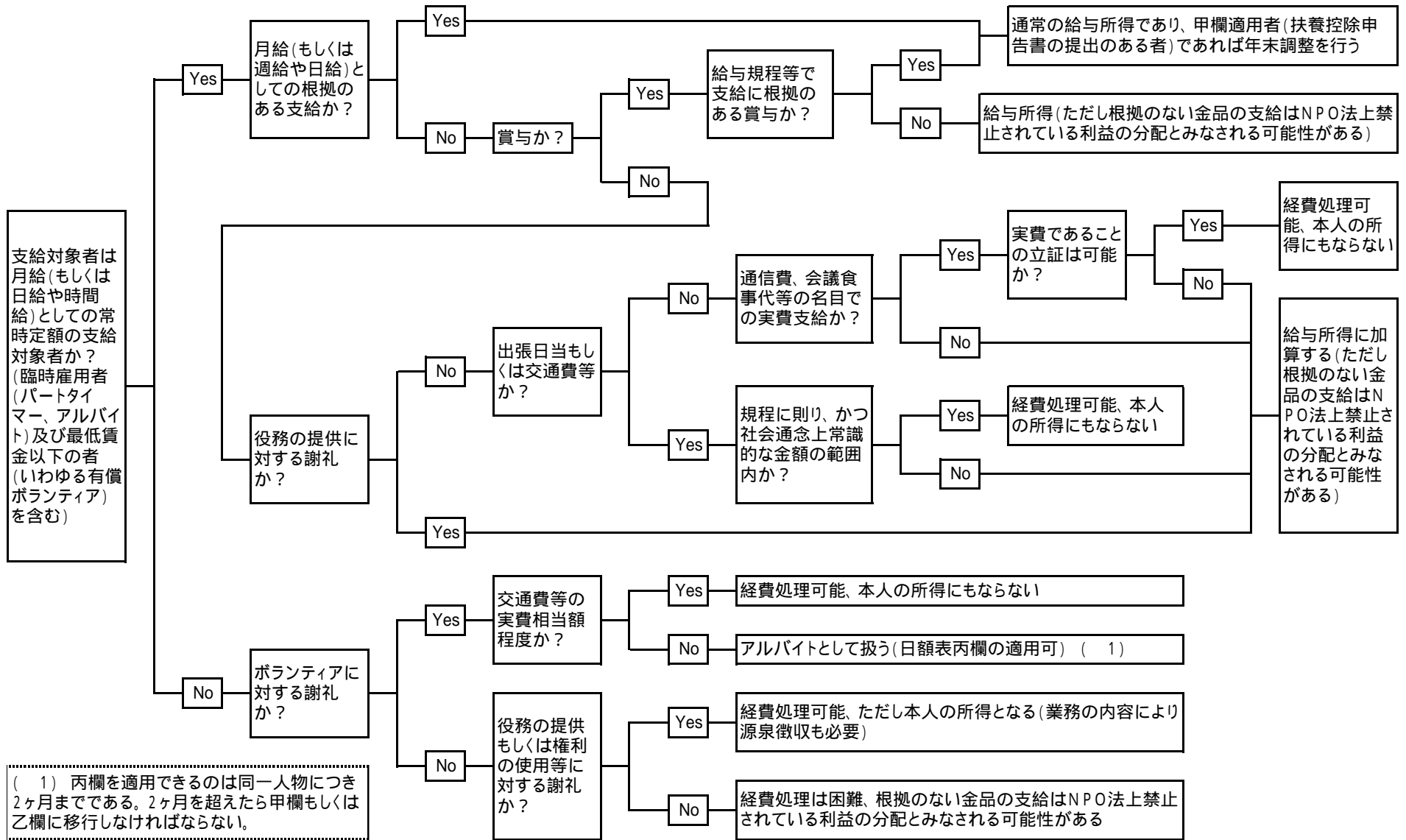
(2) 表見代表に該当するのは、理事長、専務理事、常務理事等の職務に就いていると名目もしくは事実上みなされる場合である。

代表者もしくは表見代表か?
 (2) 定款上、代表者の定めのない場合は、理事全員が代表者となる

(3) この場合の立証可能とは、すべての支出の証明を要するものではなく、たとえば数ヶ月の支出の平均等で説明可能であれば良い。

(4) 利益相反取引につき理事会承認が望ましい

【参考資料】 役員以外のスタッフへ支給する金品（福利厚生費に相当するもの及び退職金を除く）



【参考資料】 海外派遣と外国人の源泉税

(日本人が海外勤務する場合の給与源泉所得税の取扱について)

従業員の場合

- ・ 1年以上の予定で海外赴任する場合
出発時点から非居住者となり、国内の留守家族に給与支給される場合でも課税されない。出発時点までの所得税を精算する必要がある(年末調整、本人による確定申告、納税管理人による確定申告のいずれか)。また、事情により1年以内に帰国することになった場合でも、海外勤務中に支給された給与は課税されない。
- ・ 1年未満の予定で海外赴任する場合
これまでどおり居住者であり、支給される給与は課税される。当初の予定が変更になり、1年以上の海外赴任になった場合には、その予定が変更になった時点で、出国したとみなしてその後支給される給与については課税されない。

役員(理事)の場合

海外赴任が1年以上、1年未満にかかわらず、支給される給与や報酬は国内源泉所得として扱われ課税される。ただし、使用人兼務役員の使用人部分については、従業員の場合と同じである。

(外国人が日本国内で勤務する場合の給与源泉所得税の取扱について)

- ・ 1年以上の勤務の場合
通常の居住者として、源泉徴収、年末調整される。
- ・ 1年未満の勤務の場合
非居住者として(これまで居住者であった者を除く)、原則として給与支給額の20%が源泉徴収される。

*例外

当該国によっては「租税条約に関する届出書」その他の必要添付書類を所轄の税務署へ提出することにより、国内源泉所得に対する課税の免除又は源泉徴収税率の軽減を受けることができる場合がある。

(役員に対する歩合給)

(問6) 運送業を営む当社の専務取締役Aは、役員としての職務のほか、使用人と同様に配送業務にも従事しています。当社は、Aに対し、月額の固定給のほか、月々の各人別の運送収入に応じた歩合給を支給することとされていますが、この歩合給は定期同額給与に該当しますか。

なお、Aに対する歩合給の支給基準は、使用人に対する支給基準と同一です。

(答) 損金算入の対象となる定期同額給与は、「その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与」をいうことから、たとえ一定の算定基準に基づき、定期的に継続して支給されるものであっても、その支給額が同額でない給与は、定期同額給与には該当しないこととなります(法法34①一)。したがって、各月の支給額が異なることとなる歩合給や能率給等は、一定の利益運動給与に該当するものを除き、損金の額に算入されません。歩合給や能率給等は、一般には、使用人兼務役員に対して支給されるケースが多いのと思われませんが、使用人兼務役員に支給する使用人としての職務に対する給与について歩合制を採用している場合は、不相当に高額なものに該当しない限り、原則として、損金の額に算入されます(法法34①②)。

なお、ご質問のように、固定給の部分と歩合給の部分とがあらかじめ明らかとなっている場合は、固定給の部分については、定期同額給与の要件を満たす限り、損金の額に算入されます(法法34①一)。

ところで、従来、平成18年改正前の法人税に関する取扱いである法人税基本通達9-2-15《役員の歩合給若しくは能率給又は超過勤務手当》に基づいて役員に対する歩合給を損金の額に算入していた法人も存すると思いますが、そのような法人であっても、上述のとおり役員に対する歩合給等は損金の額に算入することはできませんので、ご注意ください。

なお、そのような法人にあつては、今後、役員給与について給与体系の見直し等を行うこともあろうかと思いますが、給与体系の見直しには相応の期間を要することや役員給与支給規程等の改定時期は一般に定時株主総会の時であると考えられることなどを考慮すれば、役員給与の改定までの間、やむを得ず、歩合給を支給している法人については、その改定までの間に支給した歩合給を定期同額給与として取り扱って差し支えないものと考えられます。

具体的には、平成18年4月1日以後最初に開始する事業年度において支給した歩合給及び当該最初に開始する事業年度の翌事業年度に係る会計期間3月経過日までに行われる役員給与の改定までの間に支給した歩合給は、それぞれ定期同額給与として取り扱って差し支えありません。